

第77号議案

訴えの提起について

災害援護資金貸付金返還の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成22年9月7日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 請求の趣旨

次に記載の金額の支払を求める。

- (1) 金1,626,510円
- (2) 上記金額に対する遅延損害金

3 訴えの提起の理由

平成7年12月、本市は相手方に対し、災害援護資金の貸付けを行ったが、相手方は5年の据置期間及びその後の5年の償還期間を過ぎても、一切元利償還金を償還していないため、訴えにより支払いを求めるもの。

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。